

(ゴシック体は電波監理審議会への必要的諮問事項)

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案要綱

第一 無線設備規則の一部改正

- 一 特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備について、技術基準に係る規定を整備すること。

(第十四条、第四十九条の十六、第四十九条の十六の二、別表第二号及び別表第三号関係)

- 二 その他規定の整備をすること。

(別表第二号関係)

第二 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正

特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備について、技術基準適合証明等に係る規定を整備すること。

(第二条関係)

第三 施行期日等

- 一 この省令は、平成二十四年七月二十五日から施行すること。
- 二 所要の経過措置を設けること。